

附則

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。ただし、第二十条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（特定受託者が行う業務に関する経過措置）

第二条 平成二十四年改正法附則第十九条第一項第五号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物（平成二十四年改正法附則第十九条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務
- 二 郵便貯金銀行の委託を受けた日本郵便株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。）
- 三 郵便保険会社の事務の代行（日本郵便株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。）

（郵便局株式会社による準備行為に関する郵政民営化法の特例）

第三条 総務大臣は、郵政民営化法第七十六條の四第一項の規定によりその例によるものとされる平成二十四年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第四項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を郵政民営化委員会に通知しなければならぬ。

（郵便法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 郵便事業株式会社は平成二十四年四月一日から始まる事業年度に係る平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正前の郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七條第五項の規定による収支の状況の報告及び公表は、総務省令で定めるところにより、日本郵便株式会社が行うものとする。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に郵便事業株式会社は平成二十四年改正法附則第十三條の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（第七條第三項に規定する書類の提示を受けて同項に規定する郵便物を交付した場合において、その旨を記載した同条第一項の規定による通知に係る書面が施行日において第四条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第四条に規定する税関長に送り返されていないときは、その交付は日本郵便株式会社としたものとみなして、第四条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第四条の規定を適用する。）

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日前に郵便事業株式会社は平成二十四年改正法附則第二十八條の規定による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十七條第三項ただし書の郵便物を交付した場合において、施行日において当該郵便物に係る第八條の規定による改正前の関税法施行令第六十七條の規定による書面の還付がされていないときは、その交付は日本郵便株式会社としたものとみなして、第八條の規定による改正後の関税法施行令第六十七條の規定を適用する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 施行日前にされた第十六條の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定による郵便事業株式会社の営業所であつて平成二十四年改正法附則第七條の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの）（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）への差出しは、第十六條の

規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令附則第三条第二項の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）（第七條第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）への差出しとみなす。）

- 内閣総理大臣 野田 佳彦
- 総務大臣 川端 達夫
- 財務大臣 安住 淳
- 文部科学大臣 平野 博文
- 経済産業大臣 枝野 幸男
- 国土交通大臣 羽田 雄一郎
- 防衛大臣 森本 敏

御名 御璽

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百三十三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令

内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。）

厚生労働大臣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）（第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（第三十五条の第三項）の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、改正法の施行前においても、労働政策審議会の意見を聴くことができる。）

附則

この政令は、公布の日から施行する。

- 厚生労働大臣 小宮山洋子
- 内閣総理大臣 野田 佳彦

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年七月二十五日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百三十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第四百三十三條の規定に基づき、この政令を制定する。）